

馬事公苑入厩条件

馬事公苑診療所
2023年11月10日改定

馬事公苑へ入厩する際は、当苑内での馬の伝染病の発生を予防し馬の健康を守るため、以下の条件を満たしてください。また、貴施設で繋養するすべての馬に対し、軽種馬防疫協議会のワクチンプログラムに則ったワクチン接種を推奨します。

馬事公苑入厩条件

馬インフルエンザ予防接種を下記の通り実施していること。

新入厩馬(馬事公苑に初めて入厩する馬)

- 1) 基礎免疫として2週間から2ヶ月以内の間隔で2回接種が実施されていること。
- 2) 基礎免疫完了後4週間以上7ヶ月以内に補強接種(初回補強接種)が実施されていること。
その後すべての補強接種は1年を超えない間隔で実施されていること。
* 7ヶ月以内の間隔で春期と秋期に実施するのが望ましい
- 3) 入厩前2週間から7ヶ月の期間に補強接種が実施されていること。
ただし、初回補強接種が適切に実施されていない馬、又は補強接種間隔が1年を越えた馬については、再度基礎免疫を実施し2週間以上経過していること。

再入厩馬(新入厩馬以外の馬)

- 1) 前回の入厩以降、すべての補強接種は1年を超えない間隔で実施されていること。
* 7ヶ月以内の間隔で春期と秋期に実施するのが望ましい
- 2) 入厩前2週間から7ヶ月の期間に補強接種が実施されていること。
ただし、補強接種間隔が1年を越えた馬については、再度基礎免疫を実施し2週間以上経過していること。

※ただし、馬術競技会等で一時的に入厩する馬については、国内に馬インフルエンザ発生がない状況、かつ『日本馬術連盟馬インフルエンザ予防接種実施要領』を満たしている場合は入厩可能とする(馬インフルエンザ予防接種不備に対する制裁措置は適用しない)。

以上